

平成30年9月20日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第8号

1. 各地の取組を紹介します！

全国初の「成年後見制度利用促進条例」：志木市

埼玉県志木市では、平成29年4月に全国初の「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました。本年4月には、「志木市成年後見制度利用促進基本計画」をとりまとめ、直営の「志木市後見ネットワークセンター」を開設しています。市長のリーダーシップのもと、「権利と利益を市民とともに守る福祉のまち志木」を目指し、成年後見制度利用促進に取り組んでいる志木市の訪問レポートをお届けします。（文責：利用促進室）



条例を制定する意義



埼玉県志木市は、成年後見制度利用促進法の趣旨に則り、市民の権利と利益の一層の擁護を図るため、平成29年4月に全国初の「志木市成年後見制度の利

用を促進するための条例」（以下、「志木市条例」という。）を施行し、市長の力強い指揮のもと、成年後見制度の利用促進、権利擁護の地域連携ネットワーク構築に取り組んでいます。

香川武文市長からは、条例を制定する意義について、次のような説明がありました。

「成年後見制度の利用促進について、自治体が条例を制定し、直営で取り組むことで関係者のモチベーションがより一層高く変わります。努力義務では弱い。今後ますます深刻になる地域の高齢化を意識し、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護の取組を推進することが、市の役割として重要であると考えています。」

志木市条例のポイントと基本計画

志木市条例のポイントについて、以下の3点が挙げられます。

- ① **市の責務の明確化**（第3条）
市長の強い思いから、特に、成年後見制度の利用の促進に関し、市が自ら率先して施策を策定・実施する責務を有すると明確化し、取組の実行性を確実なものにしています。
- ② **計画の策定と審議会の設置**（第6条、第9条）
成年後見制度利用促進法では、「努力義務」とされている市の基本計画策定と審議会の設置を明記しています。
- ③ **地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施機関の設立に関する支援等**（第7条、第8条）
国の基本計画に示された、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核的な機関の設置等を明記しています。「ネットワークの構築」では、他の条例にはない具体的な取組を条文に定めたそうです。

➤ 本号の掲載内容

1. 各地の取組を紹介します！：
全国初の「成年後見制度利用促進条例」：志木市
2. よくあるQ&A：中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？？

志木市条例に基づき設置された志木市成年後見制度利用促進審議会が計画案を作成し、パブリックコメントを経て、本年4月に「志木市成年後見制度利用促進基本計画」が誕生しています。資料編には、計画策定までの経緯や相談支援関係書類などの各種書式等も掲載されており、参考になります。

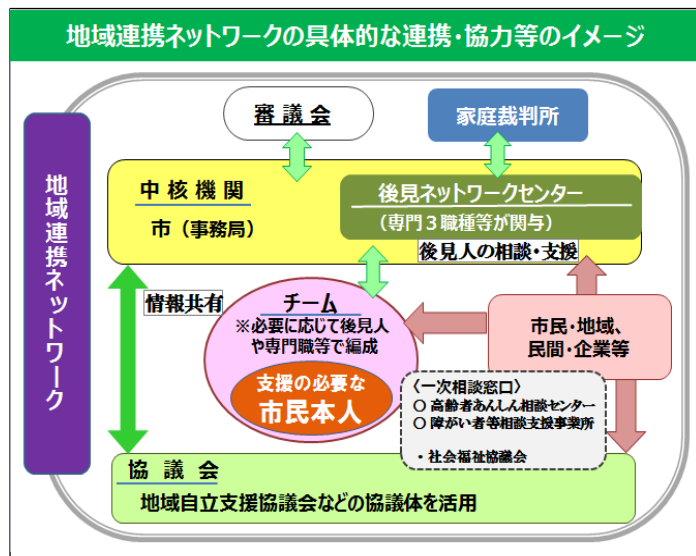
<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51.83733.208.685.html>

直営の志木市後見ネットワークセンターを市庁舎入口に設置

志木市では、基本計画に基づき市直営で中核機関を担うとともに、平成30年4月に組織機構を見直し、新たに志木市後見ネットワークセンターを市庁舎内に設置しました。親族、未成年を含む後見に関する相談・支援のほか、市民後見人の育成と活動支援を担うこととしています。認知症初期集中支援チームとも必要に応じて協働し、法律職を早期の段階からケア会議等にスポット派遣する仕組みになっています。

市民からの相談が多いほか、福祉職からの相談も入っているとのことでした。

地域連携ネットワークにおいては、既存の組織等を活かし構築するとしています。



志木市ホームページ内：
記念講演会・シンポジウム事前申込ページ
<http://www.city.shiki.lg.jp/news/index.cfm/detail.51.84562.html>

親族後見人への相談支援と行政・家裁の連携強化

志木市成年後見制度利用促進審議会の大貫正男会長からは、これまでの志木市の取組について、「直営の後見ネット



ワークセンターを設置したことにより、後見制度を入りに、高齢者や障害者、子どもを含む世帯単位の支援を、横断的・一元的に実施する体制を整えることができた。特に、親族後見人への対応において、従来不十分であった後見人として選任された後の支援も重視し可能な体制を整えたこと、さらに、家庭裁判所との連携を円滑に行うことができるため、行政に家裁と直結する相談窓口ができたことの意義は大きい。」との説明がありました。

志木市の取組はこれにとどまらず、市民後見人など成年後見制度を支える人材の積極的な養成や、家裁との協力体制づくりなど、引き続き、地域連携ネットワークの推進を図っていくとしています。すでに市民後見人の単独受任事案が6件誕生するなど、市民が市民を支える仕組みも整ってきています。

さらなる利用促進に向けて 10月15日(月)記念講演会・シンポジウムを開催

志木市では、10月15日(月)に後見ネットワークセンターの開設を記念し、講演会・シンポジウムを開催することとしています。

シンポジウムでは、志木市の取組紹介や成年後見制度の利用促進に関するパネルセッションを行い、後見制度への理解を深めるとともに、地域のネットワークづくりに向け一層の促進を目指しているとのこと。当室からも参加を予定しています。事前申込み等の詳細は左記の志木市ホームページをご覧ください。

2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



？ 中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？

市町村長申立を積極的に活用していこうと考えているのですが、事務負担が大きくなりすぎるのではないかと心配もあります。市町村長申立に関する事務を中核機関に委託することはできますか？

老人福祉法第 32 条等に基づく市町村長申立は、法律に定められた行政事務です。実際に申立書その他の申請に必要な書類（原案）の作成及びその準備行為を行うのが市町村の職員であるとしても、市町村職員は法律上の申立権者である市町村長の補助機関として機能しており、あくまで申立書類等の作成や裁判所への申立ては市町村長がその名において行うものです。

このため、ご質問の「市町村長申立に関する事務」が、市町村職員が行っているいわゆる書類の下書き（原案の作成）やその準備行為のことを指し、申立者はあくまで市町村長であることを前提とするならば、このような事務を中核機関に委託することは可能であると考えられます。なお、必要に応じ、家庭裁判所に相談した上で対応することが考えられます。

中核機関に申立事務を委託する際に留意すべき点がありますか。

個別具体的な申立ての有効性は、最終的には個別の事案ごとに家庭裁判所において判断されることとなりますが、一般的には、申立てが市町村長名でされており、かつ、その内容も市町村長の意向・判断が示されたものであれば、申立ての有効性に問題はないと考えられます。

委託する場合に気をつけた方がいいことがありますか？

弁護士法第 72 条及び司法書士法第 73 条では、一定の業務について非資格者が行うことを禁止しており、委託の形態がこうした法律の規定に違反しているという誤解を受けないよう、留意することが必要です。

さらに、例えば、「親族調査のための戸籍取得」や「法務局に対する登記されていないことの証明書の取得」などは公用請求として行われるものであるため、請求先の市町村や法務局に対して公用請求であることがはっきりと伝わるよう、市町村職員が直接行っているのが一般的です。

都道府県主催で、家庭裁判所と市町村職員が交流する場の設定が、行われるようになってきました。家庭裁判所からの情報提供を受ける場とするだけでなく、市町村職員が質問したい事項をあらかじめ収集しておき、家庭裁判所に回答してもらうという方法をとっているところもあります。

また、家庭裁判所のどの窓口に相談できるのかを随時、市町村職員に具体的に案内している都道府県もあります。

顔の見える関係づくりの工夫が進んでいます。

なお、市町村長申立の「相談受付」「市町村長申立て対象の判断」「申立準備開始」「市町村長申立ての決定」といった当初と最終の手続きについては、市町村で直接実施することが求められます。具体的な委託の形態が見えてきた段階で利用促進室にご相談ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

